

米国向け宮崎県フェア出品商品募集要項

県では、宮崎県産品の輸出促進を図るため、令和7年1月に米国の日系スーパーマーケット「ミツワマーケットプレイス」において宮崎県フェアを実施します。

つきましては、フェアに向けて出品商品を募集しますので、米国への販路開拓を目指したいとお考えの皆様は、この機会に是非お申込みください。

フェアの概要、商談希望品目等の詳細については、以下のとおりです。

1 宮崎県フェアの概要

(1) 目的

米国の日系スーパーマーケット「ミツワマーケットプレイス」において、宮崎県フェアを実施することで、宮崎県産食品等の輸出促進を図る。

(2) 実施期間

2025年1月17日（金）～1月27日（月） 計11日間

(3) 実施店舗

Torrance Del Amo（トーランスデルアモ）店【カリフォルニア州】

(4) 販売方法

特設催事コーナーにて陳列販売

2 出品商品の概要

(1) 希望品目

賞味期限が180日以上宮崎県産食品（常温・冷蔵・冷凍いずれも可）

畜肉（エキス含む）は取扱いできません。

酒類は既に米国内で流通しているものから取扱いの可否を判断させていただきます。

(2) 申込方法

別紙の商品情報シートに必要事項を記入の上、見積書とともに9月2日（月）までにEメールでKCセントラル貿易㈱高松副社長に御提出ください。

KCセントラル貿易㈱高松副社長：ytakamatsu@boeki.co.jp

頂いた商品情報シート、見積書からMitsuwa担当者が販売商品、オーダー数を決定させていただきます。

3 商品選定基準（応募の前に必ず御確認ください。）

(1) 食品の米国輸入に際しては、アメリカ食品医薬品局（FDA※1）に製造施設情報を事前登録する必要があります。登録は輸出会社で代行する事も可能です。（無料）

FDAに製造施設情報を登録の際、事前にDUNS番号（※2）を御確認いただく必要があります。

(2) 水産品輸出の際は国際基準のHACCP、ISO22000、FSSC22000の内、いずれか一つの証

取得が必須となります。

- (3) 使用原料によっては米国への輸入が制限されているものがあります。※3
見積書の提出時、裏面原材料表記が分かる資料（規格書・画像）を提示ください。
- (4) 日本国内倉庫渡し条件となります。（東京都もしくは神奈川県）
- (5) アメリカ規格英文原材料・成分表シールを各単品へ、又はケースマークを各ケースへ貼付した状態で納品いただく必要があります。
シール・ケースマークは輸出会社にて作成し貴社指定場所まで送付致します。
- (6) 出荷いただいた商品に記載されている賞味期限の御連絡をお願い致します。
- (7) 賞味期限 180 日以上であること。

※1 アメリカ食品医薬品局（FDA）とは、日本における厚生労働省に似た役割を持つ公的機関です。
※2 企業法人を所在地ごとに事業所単位で識別するための、9桁の固有の数字です。
※3 主要な原料として、畜肉（エキス含）・クチナシ・紅麴・紅花・ステビア等。

4 スケジュール（予定）

9月2日（月）	商品情報シート・見積提示 （県内事業者→KC セントラル貿易（株））
9月下旬	採用・数量連絡
11月1日（金）	国内保税倉庫納品
11月15日（金）	日本出航
11月下旬	米国港到着

5 留意事項

以下の場合の他規制等により生じた損害や不利益等について、宮崎県はその責任を負わないものとします。

米国向け輸出規制の一部を記載いたしますが、その他にも規制はありますのでご留意ください。

(1) 米国バイオテロ法

米国バイオテロ法により、米国へ食品を輸出するためには「食品関連施設の登録」「米国代理人の登録」「輸入事前通告」等を FDA（保健福祉省食品医薬品局）に対して行う必要があります。未登録の外国施設から持ち込まれた食品は通関が認められず展示会用にサンプルを輸出する場合であっても施設の登録が必要となります。登録は輸出会社で代行することも可能です。

【御参考】 バイオテロ法に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/bioterrorism.html

(2) 米国食品安全強化法

米国では2011年に食品安全強化法（Food Safety Modernization Act、FSMA）が成立し、食品医薬品局（FDA）の権限が多岐にわたって強化されました。米国の法律ですが、米国内で流通する日本からの輸出食品も適用対象となります。

企業規模に応じ一定の猶予期間や例外適用はあるものの、原則として2016年9月19日から適用が開始されています。そして、2017年9月には、従業員数が500名未満の企業も義務化されることとなります。各社対応が必要となりますので、今一度確認をお願いします。

【御参考】 食品安全強化法（FSMA）に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/

(3) 水産物・水産加工品の輸入規制

水産加工品を米国に輸出する場合には、米国食品医薬品局（FDA）が定めた規則に従ったHACCP手法を用いて製造された製品である必要があり、輸入通関の際にそのことを証明する書類の提示が求められます（例：HACCP認証等）。

【御参考】 水産物、水産加工品の現地輸入規則および留意点

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/marineproducts.html

(4) 米国への輸入禁止原材料

原材料によっては米国への輸入が制限されているものがあります。

応募商品が輸出規制品目に該当する場合、又はバイヤー側で商談不可・不要と判断した場合には、商品の変更や参加の見合せをお願いする場合があります。

(5) その他

ア 募集締切後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合には、参加できなくなる場合がありますことを予め御承知願います。

主要な輸入禁止原材料

畜肉（エキス含）・クチナシ・紅麴・紅花・ステビア等

イ 天災、政情不安その他、事業実施者の責めに帰さない事由が発生した場合、宮崎県は事業の全部又は一部について内容の変更及び中止ができるものとします。

6 企業情報

企業名	KC セントラル貿易株式会社
企業ホームページ	http://boekii.co.jp/about
本社所在地	〒104-0042 東京都中央区入船3丁目7番2号 KDX 銀座イーストビル 2階
業種	貿易商社
会社概要	食料品・飲料、酒類、日用品雑貨等の輸出入業、卸売業、販売業 ※カメイグループの関連会社
取扱主要品目	魚介類/魚介類加工品、穀物/穀物加工品、米/米加工品、 野菜・果実/加工品、糖類/糖類加工品/はちみつ、 コーヒー/ココア/香辛料類、茶葉、調味料、その他加工品

企業名	ミツワマーケットプレイス
企業ホームページ	https://mitsuwa.com/
本社所在地	ー
業種	スーパーマーケット
会社概要	日系の大型スーパーマーケットチェーンで、現在カリフォルニア州、イリノイ州、ニュージャージー州、テキサス州、ハワイ州に合計12店舗を展開 ※カメイグループの関連会社
取扱主要品目	日本産の食品の他、化粧品、日用品、調理家電等